



栃木県公報

令和6(2024)年
1月16日(火)
第471号

目次

告 示

| | |
|--|----|
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 | 51 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更 | 51 |
| ○予定保安林 | 52 |
| ○解除予定保安林 | 53 |

告 示

栃木県告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年1月16日

栃木県知事 福田 富一

薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 | 自 立 支 援 医 療 の 種 類 |
|-------------|-----------------------------------|------------------------------|---------------------|----------------------|
| コットン薬局 真岡店 | 真岡市並木町2-23-7 | 株式会社hrb 代表取締役社長 大川原 拓佳 | 令和5(2023)年 11月1日 | 育成医療及び 更生医療 |
| クローバー薬局 佐野店 | 佐野市高萩町1332-5 ガーデンパレス高萩II 1階 | 株式会社エムスタイル 代表取締役 森田 五郎 | 令和6(2024)年 1月1日 | 育成医療及び 更生医療 |

栃木県告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和6(2024)年1月16日

栃木県知事 福田 富一

指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 | 自 立 支 援 医 療 の 種 類 |
|-----------------|----------------------------------|--------------------------------|---------------------|----------------------|
| 訪問看護ステーション ころの和 | 那須烏山市金井2-12-9 (那須烏山市金井2-18-3) | 株式会社リージョンリンク 代表取締役 阿島 武志 | 令和5(2023)年 11月1日 | 育成医療及び 更生医療 |

※変更年月日欄を除く表中の()内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第48号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6（2024）年1月16日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 保安林予定森林の所在場所
宇都宮市駒生町字山下2058
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山下2058（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 保安林予定森林の所在場所
芳賀郡市貝町大字笹原田字坂下151-2、162
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂下162（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 保安林予定森林の所在場所
那須塩原市鳴内字大又木川1582、1585、字関場1606、1607、1615
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字関場1606・1615（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備えて縦覧に供する。）

IV

1 保安林予定森林の所在場所

矢板市幸岡字幸岡山251-1、253-3、268-1、269-1、270-1、272-2、274-2、263、253-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備えて縦覧に供する。）

V

1 保安林予定森林の所在場所

日光市東小来川5022-2、5059

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東小来川5022-2・5059（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備えて縦覧に供する。）

栃木県告示第49号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6（2024）年1月16日

栃木県知事 福田 富一

1 解除予定保安林の所在場所
佐野市秋山町字台山大久保1868 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養

3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)